

5 月定例教育委員会会議録

公開案件

非公開案件

| | | |
|---------|--|---|
| 開催日時 | 平成 27 年 5 月 12 日（火）午前 10 時から | |
| 開催場所 | 奈良市役所 北棟 6 階 第 22 会議室 | |
| 出席者 | 委員 | 杉江委員長、金春委員、植松委員、都築委員、中室教育長 【計 5 人出席】 |
| | 事務局 | 土田補佐、川上係長、増田 |
| | 理事者 | <p>【教育委員会】</p> <p>北谷教育委員会事務局理事、西崎教育総務部長、梅田学校教育部長、石原教育委員会事務局参事、木綿教育総務部次長、堀教育センター次長、錦教育政策課長、池本教職員課長、濱口生涯学習課長、立石文化財課長、森下埋蔵文化財調査センター所長、松田図書館政策課長、吉村一条高等学校事務長、亀井学校教育課長、山本保健給食課長、鈴木地域教育課長、廣岡教育支援課長、八木教育相談課長、野口教育総務課課長補佐</p> <p>【市長部局】</p> <p>乾子ども未来部長、島岡子ども政策課長、岡崎こども園推進課長、西川スポーツ振興課長、栗山保育所・幼稚園課長</p> |
| 開催形態 | 公開（傍聴人 なし） | |
| 会議録署名委員 | 金春委員、植松委員 | |
| 議 題 | <p>1 議事</p> <p>議案第 2 号 平成 27 年度奈良市立学校評議員の委嘱について</p> <p>議案第 3 号 平成 27 年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命について</p> <p>議案第 4 号 平成 28～31 年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について 非公開</p> <p>議案第 5 号 平成 28 年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について 非公開</p> <p>議案第 6 号 平成 27 年度奈良市少年指導委員の解嘱と委嘱につ</p> | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>いて</p> <p>議案第7号 財産の取得について 非公開</p> <p>議案第8号 平成27年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について</p> <p>2 その他 (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について</p> |
| <p>決定取り纏め 事項</p> | <p>1 議事</p> <p>議案第2号 平成27年度奈良市立学校評議員の委嘱については可決した。</p> <p>議案第3号 平成27年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命については可決した。</p> <p>議案第4号 平成28～31年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命については可決した。</p> <p>議案第5号 平成28年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命については可決した。</p> <p>議案第6号 平成27年度奈良市少年指導委員の解嘱と委嘱については可決した。</p> <p>議案第7号 財産の取得については可決した。</p> <p>議案第8号 平成27年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命については可決した。</p> <p>2 その他 (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業については了承した。</p> |
| <p>担当課</p> | <p>教育委員会 教育総務課</p> |
| <p>議事の内容</p> | |
| <p>委員長 事務局</p> | <p>開会の前に資料の確認をお願いします。</p> <p>2号議案及び3号議案は修正のため全て差し替えとなります。 4号議案は当日の配布となっています。両資料は机上に配布させていただきます。</p> <p>本日資料をお渡しした方については、差し替えたものをお渡ししています。</p> |

| | |
|--------|--|
| 委員 長 | <p>本日の委員会は全員が出席しておりますので、委員会は成立します。ただいまから、5月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は金春委員・植松委員でお願いします。</p> |
| 委員 長 | <p>本日は傍聴者がおられませんので、案件に入りたいと思います。</p> <p>本日の案件は、議事7件、その他1件、合計8件でございます。なお、本日の案件のうち、議案第4号及び第5号は人事に関する案件、また、議案第7号は議会の議決を経るべき案件であるため、非公開として審議すべきであると思っておりますがいかがでしょうか。</p> |
| 教育 委員 | <p>異議なし。</p> |
| 委員 長 | <p>異議なしと認めます。よって議案第4号、第5号及び議案第7号は非公開とすることに決定いたしました。</p> <p>それでは、公開の案件から始めます。議案第2号「平成27年度奈良市立学校評議員の委嘱について」学校教育課長、こども園推進課長より説明願います。</p> |
| 学校教育課長 | <p>奈良市立学校評議員制度実施要領第2条の規定に基づき、各学校から推薦された評議員について委嘱を行うものです。</p> <p>幼小中高等学校での総人数は341人でございます。その内小中高においては、施設一体型小中一貫校1校で4人、小学校38校で163人、中学校16校で66人、高校1校で5人の238人でございます。なお、コミュニティスクールに指定されています3校については、学校運営協議会規則第11号により、学校運営協議会が学校の運営状況について点検及び評価を行うため、評議員の推薦はございません。評議員の定数については、奈良市立学校評議員制度実施要領第2条により5名以内となっております。今年度は学校の統合再編が行われたことから、統合した学校については、同じく実施要領第2条により統合前の評議員の合計が定数となりますので、帯解小学校については8名、興東館柳生中学校については10名が定員となります。任期については実施要領第3条の規定により1年となっておりますが、2年を越えない範囲での再任が認められています。今年度の再任率は59%となっており、昨年度の再任率が29%でしたので、2年目の評議員の方が多く、昨年度の取組を踏まえ、様々なご意見が頂けると思っております。また、役職別では、PTA関係26%、自治会関係22%、民生委員関係21%となっております。学校や校区の実情に詳しい地域住民の方を中心に推薦させていただいていることから、学校や地域の実態を踏まえた意見を中心に述べていただくことを期待しております。</p> |

| | |
|----------|---|
| 委 員 長 | 次にこども園推進課長、説明願います。 |
| こども園推進課長 | 資料19ページをご覧ください。奈良市立学校評議員制度実施要領第2条の規定により、各幼稚園長から推薦された評議員の委嘱を行うものです。奈良市立幼稚園から推薦された評議員は29園で103人でございます。評議員については、2年を越えない範囲内での再任が認められています。今年度の再任人数は52人で50%でございます。今年度から新しく評議員になられる方が半分いらっしゃいますので、昨年度とは違った視点から助言や提案をしていただけることが期待できます。 また評議員に占める女性の割合は75人で、73%でございます。また、役職別では、PTA関係が40%、民生委員関係が25%、自治会関係が10%となっております。園に詳しい方が評議員に推薦されており、各園の実態を踏まえた意見が頂けることが期待できます。以上でございます。 |
| 委 員 長 | この件についてご意見ご質問等ございますか。 |
| 金 春 委 員 | 委嘱と任命はどういう違いがあるのですか。 |
| 教育総務部長 | 自治会やPTAの方には委嘱してお願いするという形をとっています。 |
| 金 春 委 員 | 任命は内部の人ですか。 |
| 教育総務部長 | 学校長など内部の人については任命という形をとっており、外部の自治会関係、PTA関係、民生委員関係の方は委嘱という形です。 |
| 金 春 委 員 | 学校評議員で内部の方はあり得るのですか。 |
| 教 育 長 | 今年はないだけです。例えば教育総務部長が一条高等学校の学校評議員になる場合は、任命です。任命権者の権限が及ぶところは、ここにおられる方や市の職員とかです。 |
| 委 員 長 | 委嘱と任命の欄を分けて書くとより親切です。 |
| 学校教育部長 | そのように訂正させていただきます。 |
| 都 築 委 員 | 一条高校の評議員さんですが、12ページ、学校長と育友会以外の3名はどういう観点から評議員としてお願いされたのですか。区分のところですが、池原さんは元放送大学の学習センター長、片 |

岡さんは現役の教授をしておられるということで、池原さんは関係機関等の関係者、片岡さんは教育に関する理解や見識を有する者がありますが、どちらも教育に関する理解、見識を有する者と言えると思うのですが、区別の違いによって選ばれたという観点が違うのかどうか。この3人をどういうことで評議員に選ばれたのかということが1点。

それから、実施要領の第8条に校長が当該年度における次の事項を当該年度の末日までに教育委員会に報告するとありますが、その(4)、「評議員の意見が学校運営に活かされた事例または今後の取り扱い」ということですが、どういう報告が挙がってきているのですか。意見を聞かれてそのままという印象が大きいのです。

その後どうなったのか報告がありませんし、PTAでも評議員にはかる資料としてアンケートを取り集計されるのですが、どういうように活かしているのか、うやむやなような気がします。

でないと、形式だけのものになっていくのではないかと思います。以上2点の説明をお願いします。

学校教育課長

1点目については、資料が整っておりません。申し訳ございません。2点目、要領の第8条(4)、学校運営に活かされているかどうかですが、十分反映されていないのが現状ですので、改善をしていきたいと思っております。

学校教育部長

2点目のご質問についてですが、学校評議員は、学校をどのように評価するかということが役目であります。教育委員会のほうには学校関係者評価として評価をどのようにいただいたか、どのように活かしているかという報告を各学校から報告を受けております。本日は、報告された内容を持ち合わせておりませんが、学校評議員となっていたいただいた方からのご意見を学校運営にどのように反映しているか、どのように活かしているかということを確認していただけるようにしていきたいと思っております。

都 築 委 員

次の第3号議案と関係しているのですが、運営協議会コミュニティスクールを置いたところは学校評議員制度を失くしましたよね。しかし、微妙に評価の在り方が違いますよね。より学校運営協議会の方が学校に対して積極的に意見を言えるのではないかと思います。同じように出された意見が制度の違いによって学校教育への反映のされ方が違ってくるのではないかと思います。

地域と密着した学校と言われていますが、今後学校運営協議会をもっと取り入れていくのかどうかということも合わせ、どちらがより良い奈良市の教育として考えていけるのか参考までに聞かせていただきたいなと思っております。

| | |
|---------|--|
| 委員 長 | <p>元々、学校評議員という制度を作ったのは出来るだけ自主的な学校運営をするため、外部の方が評議員になっていただき、ご意見を伺い報告してもらおうためだろうと思いますが、報告をどのように参考にしているのか、こういう形で報告されていますということを事務局から報告していただければと思います。</p> |
| 金 春 委 員 | <p>第8条を見ていると、議事録が必要ですよね。 意見聴取状況、意見を求めた事項、評議員の主な意見。 議事録さえとっていただければ問題はないのではないかと思います。議事録をとっていただければ、第8条（1）から（3）の項目がクリアされると思うのですが、そういったことは報告の中に出ているのですか。</p> |
| 学校教育部長 | <p>様式を定めた形で学校から報告を求めています。内容の記述に関しては学校ごとにあり、要点をまとめているという状況でございます。</p> |
| 金 春 委 員 | <p>分かりました。</p> |
| 委 員 長 | <p>定期的にやっているわけですから、各学校毎に報告をしっかりと纏め上げ、残していただけたらと思います。 それでは、議案第2号「平成27年度奈良市立学校評議員の委嘱について」採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p> |
| 教 育 委 員 | <p>異議なし。</p> |
| 委 員 長 | <p>異議なしと認めます。よって議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして議案第3号「平成27年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」学校教育課長より説明願います。</p> |
| 学校教育課長 | <p>本市は平成23年度からコミュニティスクールを導入し、地域と共にある学校づくりを進めてまいりました。 指定校はこれまでの3校に加え昨年度新たに8校を指定し、11校となっています。 学校運営協議会委員の任期は1年となっていますが、再任は妨げないこととなっています。 それぞれのコミュニティスクールにおいては、運営協議会の委員の方々に学校行事の運営に関わっていただいたり、学校評価を行っていただくなど、積極的な活動を行っていただきました。また、視察</p> |

や全国大会に参加していただくなど地域とともにある学校づくりの研修にも努めていただきました。

コミュニティスクールは小中一貫教育とともに2者が一体となることにより相乗効果が期待されることから、本市においてもその成果について検証を行ってまいりたいと思います。本日は全11校の校長から推薦された委員、延べ203名の委員を委嘱または任命しようとするものでございます。任期は平成28年3月31日まででございます。

委員 長

ご意見、ご質問ございますか。

さらにコミュニティスクールを増やすという方向にあるのでしょうか。そうすると学校評議員との関係が変わってきますよね。小中一貫という連携の問題もあると思いますが、考えていらっしゃるものがあればお願いします。

学校教育部長

平成23年度に都南中学校と富雄北小学校、平成24年度に三笠中学校。平成26年度に小学校が6校、中学校が2校、合計11校という現状でございます。割合から考えると67校中の11校ですので、16.4%でございます。

コミュニティスクールを考えた当初は、国が全体の10%をまずは目標としてコミュニティスクールの指定をしていったという経緯があり、16.4%という割合に至っているということから言えば、当初からの目標に達していると言えるのではないかと思います。

奈良市としても、全ての中学校区で地域教育協議会というものが位置づけられている大きな特徴があります。

地域教育協議会の仕組みは、小中一貫を進めていくという地域と全く同一の活動をしていただいているということでございます。

地域においては、小中で連携しながら子どもたちを育てていこうという活動をしていただいていると言っても過言ではありません。

昨年度末から今年度始めにかけて、小中一貫教育が動きを見せているということと、地域教育協議会で既に中学校区でのしっかりとした体制をもっていただき合致して進めていくということが、地域での小中一貫教育の充実に繋がるものと考えております。

1年間をかけて、一つには、中学校区の目指す子ども像を学校のみが持っているのではなく、地域教育協議会でもっている子ども像と共有すること、二つには、地域教育協議会の中に学校を支援する部会制を設け、中学校区の中での各小学校、中学校での活動が共通したものにすること。三つには、地域教育協議会の中での活動が学校での活動をどのように支援しているかという評価機能を確立していく体制を考えることという、この3つのことについて、地域教育協議会においてもそのあり方を考えていただくという投げかけをし

ているところです。

今後コミュニティスクールの数を増やしていこうという方向性を明確に持っているわけではありませんが、地域教育協議会の活動を充実することによって、奈良市版のコミュニティスクールに近づいた活動になっていけばと考えています。

学校教育課長

地域教育協議会、コミュニティスクール、学校評議員については、設置した当初から地域では同じような役割のものが3つもあるという声がありました。

地域教育協議会は、平成20年度に学校支援地域本部事業というのが国の事業であり、奈良市全ての中学校で受けたということは全国的に見ても画期的なことで、発端となったのは下地があったからだと思います。コミュニティスクールについても、富雄北小学校と都南中学校を指定していった経緯があります。学校評議員についてはもっと前からあったのですが、評議員については校長の求めに応じて意見を述べるということで、校長が個人的に意見を求めるのが学校評議員という位置づけですが、コミュニティスクールは校長が個人的にとということではなく、学校経営についてどうですかという承認を得るということです。

近年、国は全てコミュニティスクールにしていきたいという考えです。奈良市は中学校区での取り組みを進めているので、中学校区でのコミュニティスクールというのはできないかと国に話をしましたら、法的にうまくいかないのが、現在の法の中で学校単位での指定しかできないという話でしたが、奈良市の中学校区でのコミュニティスクールの形は柔軟に考えていかなければならないだろうとおっしゃっていました。

中学校区で子どもたちを育てていくという考えは一致するものですので、中学校区の土台の上に小中一貫教育のシステムがあるというように、一体としていきながら進めていければと思っております。大きな政策になりますので、今後協議をしながらどのように進めていくのか教育委員会でご説明させていただきます。

国も変わりつつあると思いますが、奈良市が考えていた方向に国も変わりつつあるという状況でございます。

委員長

お分かりいただけましたか。

都築委員

私自身、地域教育協議会に関わってきた人間ですし、奈良市の特徴としては中学校区で全市展開したことと、多額の予算をつけていることも全国的に見ても少ないことだと思います。予算を活かさない、もったいないと思います。奈良市の実情にあったものを作るのは良いのですが、うまく作らないと学校の方がついていけないとい

| | |
|--------------|--|
| | <p>いますか、地域が勝手にやっているようなところがあり、整合性をもたせないと子どもたちに寄り添った学校になれないと思います。積極的に学校の先生方に意見をいただき、学校に必要な支援が出来るシステムにしていただきたいと思います。</p> <p>先生方が理解して、学校側が主体性をもって地域を巻き込んでいくという、先生方が動きやすいシステムができればと思っております。</p> |
| <p>委員 長</p> | <p>地域が積極的に関わっているところもあれば、そうでないところもあり、地域とどう関わっていけばいいのか戸惑っているところもあると思うのです。</p> <p>コミュニティスクールというあり方が良いのか、地域教育協議会でいくのが良いのか、整理が出来ていないままですので、プロセスで結構ですから、我々も議論に参加させていただければと思います。</p> <p>教育長何かご意見ございませんか。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>経過を見ていると、平成14年に週5日制に変わったときに、放課後子ども教室が各小学校区で立ちあがりました。</p> <p>国から学校支援地域本部事業が示され、地域のメンバーは限られているのに、あれもこれもとどのようにしたら良いのか、分からないという声を聞きました。平成20年度に国から学校支援地域本部事業を都南中学でモデルとして受けてくれないかという話になった時、国の予算は3年間付けて、後は自分でやりなさいというのが定番なのですが、当時奈良市の21中学校区全てで受けるということになりました。考え方を根本的に変えたことですが、全ての小学校で立ち上がっていたものを、中学校区で考えるということが画期的でありましたし、本来、予算が伴わないので立ち消えになってしまうのですが、奈良市の場合は市長が地域で決める学校予算を創設したことで、1億円の予算をつけて制度とお金がセットになり、全国にない例になったのです。地域の中で、中学校区でやるとなると誰がリーダーになるのかという声が出てくる中に、整理しましょうということで中学校区でという話になっています。学校評議員制度がありますから、コミュニティスクールはどうなっているのか、こういうことを整理しないといけないと思います。</p> <p>整理の仕方は、中学校区でどのように育てるのか、という議論をしてもらっています。一方では、地域で決める学校予算という財源も付けてもらっています。これを利用して小中一貫教育という仕組みを上に乗せれば、中学校区でどのような子どもを育てるかという議論になっていくのではないかと思います。そういう仕組みを入れ込んでいくには、コミュニティスクールに変えていけばよいのではないかと思います。地域の方の活動と予算と小中一貫というシステムの中で、各中学校区の特徴を活かしたうえで、共通して育てまし</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>ようという議論がコミュニティスクールを中心に出来れば良いと思っています。</p> <p>制度が次々に変わっていくので、地域の方に説明しなければならないと思っています。地域の方々が作っていただいた地域連携の上に小中一貫が乗っているのだという、目指す子ども像は地域と学校が共有するという説明が必要だと思います。</p> |
| 委員長 | <p>ありがとうございました。それでは、採決いたします。議案第3号「平成27年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p> |
| 教育委員 | <p>異議なし。</p> |
| 委員長 | <p>異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第6号「平成27年度奈良市少年指導委員の解嘱と委嘱について」学校教育課長より説明願います。</p> |
| 学校教育課長 | <p>奈良市少年指導委員設置要項第4条の規定に基づき、中学校区ごとに校種別教員、PTA、地域代表として推薦された少年指導委員について委嘱をお願いするものです。</p> <p>平成27年度は少年指導委員改選の年ではございませんが、学校職員の異動、PTAの役員改選、地域代表委員の一部改選に伴い、交代される少年指導委員の委嘱をしようとするものです。学校と地域代表の推薦については、若干名まだ推薦されていない中学校区があります。なお、PTA代表については多くの学校で5月上旬にPTA総会が行われ、そこで少年指導委員の代表が確定いたします。</p> <p>そのような理由から、今回については少年指導委員の交代申請がされている80名の方々に対する委嘱の議決をお願いいたします。本来なら、未確定の少年指導委員の委嘱については6月の定例教育委員会で議決をしていただくべきですが、6月1日に委嘱式をすることから、全ての中学校区の少年指導委員の名簿が完成しましたら6月1日の委嘱式までに速やかに教育委員会委員長並びに各委員の皆様には持ち回りで決裁をいただきたいと思っております。</p> <p>なお、任期については奈良市少年指導委員設置要項第3条の規定により平成28年5月31日までとなっております。</p> |
| 委員長 | <p>何かご意見ございませんか。</p> <p>合計514名の内未確定54名というのは9ページに記載されています。</p> |

| | |
|---------|---|
| 金 春 委 員 | 77番の登りさんという方は平仮名が入るのですか。 |
| 植 松 委 員 | 「り」が入るみたいですね。以前同じ先生も「り」が入っていました。 |
| 委 員 長 | 他にご意見はございませんか。それでは、採決いたします。議案第6号「平成27年度奈良市少年指導委員の解嘱と委嘱について」採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。 |
| 教 育 委 員 | 異議なし。 |
| 委 員 長 | 異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第8号「奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について」教育相談課長より説明願います。 |
| 教育相談課長 | 平成26年度までは、就学指導委員会として障害のある児童生徒の適正な就学について調査をしてまいりましたが、平成26年度審議会等の見直し、名称の変更及び今後の修正を行いました。今年度、奈良市教育支援委員会は昨年と同様に特別な支援を必要とする児童生徒への特別な支援を行う調査を行ってまいります。教育支援委員でございますが、幼稚園長1名保育園長1名、小学校長・中学校長1名、小学校・中学校教頭が1名、通級指導教室の教諭が5名、医師が4名、学識経験者として奈良教育大、手をつなぐ親の会から各1名、仔鹿園長1名、奈良市子ども発達センターから1名、合計19名でございます。19名の内7名が新規でございます。 続きまして調査員でございますが、鳥見幼稚園副園長1名、指導教室のコーディネーター、通常学級の教員、指導教室の担任、通級指導教室の担当、養護学校から、健康増進課、子育て相談課の心理判定員の方に参加していただいております。 18名のうち12名が新規となっております。任期については、委嘱された日から平成29年3月31日までとなっております。 |
| 委 員 長 | ご意見ございませんか。 委員については定員が20名以内とありますが、調査員については14名から18名に増やされましたが、調査員については定員がないのですね。 |
| 教育相談課長 | はい。 |

| | |
|-----------|---|
| 委 員 長 | <p>ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでしたら、採決いたします。</p> <p>議案第8号「平成27年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について」本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p> |
| 教 育 委 員 | 異議なし。 |
| 委 員 長 | <p>異議なしと認めます。よって議案第8号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、その他の案件に入ります。奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について教育総務課長より説明願います。</p> |
| 教育総務課長 | 件数につきましては、生涯学習課6件、文化財課1件、学校教育課5件、計12件でございます。ご審議のほどお願いいたします。 |
| 委 員 長 | この件についてご意見ございませんか。 |
| 金 春 委 員 | 生涯学習課の3番、「き塾」というのはどこの団体ですか。 |
| 生涯学習課長 | 黒髪山音楽ホールに事務局を置いておられます。代表の方はピアノ演奏をされている方です。 |
| 委 員 長 | 文化財課の鹿のポスターですが、全国の小学生を対象としていますが、奈良市や奈良県の小学生から応募した人が多いのでしょうか。優秀作品の表彰の対象になった人は奈良市の小学生がいたのでしょうか。 |
| 文 化 財 課 長 | 元々奈良市の小学生が対象でしたが、いつ全国対象になったのか分かりません。募集数も点数的には詳細を申し上げられないのですが、やはり奈良市近郊の方が多いという状況でございます。 |
| 委 員 長 | そうですか。奈良市以外の方でも優秀な作品があるのではないかなと思いましたので。 |
| 文 化 財 課 長 | 第10回ですが、最優秀賞は河合町の小学生でした。 |
| 委 員 長 | 他にございませんか。無いようですので、その他(1)「奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業」について了承いたします。 |

委 員 長

それでは、これより非公開の議事に入ります。

非 公 開

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。

議案第4号「平成28～31年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」学校教育課長より概要説明。

〈異議なし〉

本件は、原案どおり可決することに決定した。

議案第5号「平成28年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」学校教育課長より概要説明。

〈異議なし〉

本件は、原案どおり可決することに決定した。

議案第7号「財産の取得について」保健給食課長より概要説明。

〈異議なし〉

本件は、原案どおり可決することに決定した。

委 員 長

これで本日の案件は終了をいたしました。この他に何かご意見、連絡事項等はありませんか。

それでは、次回定例教育委員会は6月9日（火）午前10時から開催いたします。委員の方は30分前にお越しください。

これをもって、本日の教育委員会を閉会いたします。